

大韓民国の憲法(一)

同志社法学 三七卷一・二号 一七六(一七六)

山本浩三 監修
朴明欽 訳

大韓民国は一九四五年独立国となって以来、今日まで五回の憲法制定と数次の憲法改正を行ってきた。私たちはこの韓国の憲法の制定の変遷を日本の学界に紹介するために現在ソウル大学校教授で憲法学の泰斗である金哲洙教授の「韓国憲法の制定と改正経過小考」(法史学研究第六号)を翻訳してこれを発表しようとし、すでに金教授の許可もえて訳業にあたった。しかし同論文はすでに創価大学の尹龍沢氏により翻訳された(創大アジア研究五号)。

そこで私たちは韓国憲法の条文の翻訳をこころみ、これを数回にわたって発表することにする。憲法の中にはすでに和訳のあるものもあるが、それらを参考にして訳すことにした。憲法の制定・改正経過については金哲洙教授の論文を参考にさせて

いただいた。

翻訳にあたっては憲法学の大家で現在高麗大学校で教鞭をとっておられ、韓日法学会会長でもある丘秉期教授に依頼して韓国憲法の英語訳を入手していただき、又韓国語の原文は憲法学の碩学である東国大学校の韓相範教授の「韓国憲法」末尾の資料を参考にさせていただいた。これらの先生方の御好意に深く感謝する次第である。

一 第一共和国憲法の制定

日本の敗北とともにアメリカの軍政下にあった韓国は一九四八年五月一〇日国会議員の総選挙を行った。総選挙の結果、一九八名の国会議員が選出され、五月三十一日に国会を構成した。

この国会で憲法の制定と附属法規の制定が行われた。

まず憲法の制定については憲法起草委員三〇名と専門委員一〇名で憲法起草委員会が構成された。この委員会では六月三日から二二日まで草案の検討が行われた。そして六月二三日に憲法草案が本会議に上程され、六月三〇日に第一読会、七月一日に第二読会、七月二日に第三読会を経て国会で可決され、七月一七日国会議長が署名、公布し即日施行したのが第一共和国憲法(制憲憲法)である。

この憲法は近代憲法としてとうぜん自由権の保障、議会議制度、権力分立制度を定めていたが、李承晩大統領の強い意向で大統領中心の権力構造であった。李大統領は憲法の規定に従い、国会で間接選挙で選ばれ、一九四八年八月一日大韓民国政府の樹立が宣言された。

二 附属法規の制定

国会は一九四八年七月一七日政府組織法を制定、一〇月二日には国会法を制定した。一九四九年九月二六日には法院(裁判所)組織法を制定した。政府組織法は四九条で構成され、一省(四九年に一二省になる)を定めていた。

国会法は一〇七条で構成され、一八の常任委員会を設置していた。法院組織法は七九条で構成され、大法院、高等法院、地

方法院を樹立していた。

三 第一次憲法改正

一九五〇年四月二日新国会議員選挙法が制定され、これに基き同年五月三〇日に第二回目の国会議員の選挙が行われた。この選挙によって二一〇名の国会議員が選挙されたが、六月二五日朝鮮戦争がぼつ発した。

国会議員の中での李大統領支持派は少数で間接選挙で大統領に選出される可能性の少ないことを自覚した李大統領は、大統領直接選挙制の憲法改正案を国会に提出したが一九五二年一月一八日一六三名の出席議員のうち賛成一九、反対一四三、棄権一で改憲案は否決された。しかし一九五二年七月四日政府側の直接選挙制改憲案と野党側の国務院不信任制案が抱き合せて提出され深夜国会で通過した。いわゆる抜粋改憲案である。一九五二年八月五日この憲法改正により大統領、副大統領の直接選挙が行われ、李承晩大統領と咸台永副大統領が選ばれた。

四 第二次憲法改正

一九五四年九月八日、大統領の三選を可能にする改憲案が国会に提出された。同年一月一七日投票の結果、出席議員二〇三名中、賛成一三五で改憲に必要な三分の二に一票足りなかつ

たが、有名な四捨五入論によりこれが可決された。この憲法改正について、金哲洙博士は「この四捨五入改憲は、それ自体としても手続上では定員数に達しなかった違憲的な改正であったし、実質上初代大統領に限り重任制限を撤廃する平等の原則に違反する違憲無効の憲法改正であった」と⁽¹⁾いつている。

一九五六年五月一日、李承晩大統領、張勉副大統領が選出された。

1 金哲洙「韓国憲法の制定と改正経過小考」尹龍沢訳二五一頁
(山本浩三)

制憲憲法——第一共和国憲法——

(一九四八年七月二日制定)
(一九四八年七月二七日公布)

前文

悠久な歴史と伝統に輝く我々の大韓国民は、己未三・一運動で大韓民国を建立し、世界に宣布した偉大な独立精神を継承し、今民主独立国家を再建することにおいて、正義人道及び同胞愛によって、民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習を打破し、民主主義諸制度を樹立し、政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮させ、各人の責任及び義務を完遂させ、内には国民生活の均等

な向上を期し、外には恒久的な国際平和の維持に努力して、我々の子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを決意し、我々の正当及び自由選挙された代表で構成された国会で、檀紀四二八年七月二日、この憲法を制定する。

第一章 総綱

第一条 大韓民国は、民主共和国である。

第二条 大韓民国の主権は、国民にあり、すべての権力は国民から由来する。

第三条 大韓民国の国民の要件は、法律で定める。

第四条 大韓民国の領土は、韓半島及びその付属島嶼とする。

第五条 大韓民国は、政治、経済、社会、文化のすべての領域において、各人の自由、平等及び創意を尊重し、保障し、公共福利の向上のためこれを保護し調整する義務を負う。

第六条 大韓民国は、すべての侵略的な戦争を否認する。国軍は、国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とする。

第七条 批准公布された国際条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同一の効力を有する。外国人の法的地位は、国際法及び国際条約の範囲内で保障される。

第二章 国民の権利義務

第八条 すべての国民は、法の前に平等であり、性別、信仰又は社会的身分により政治的、経済的、社会的生活のすべての領域において差別を受けない。

社会的特殊階級の制度は、一切認められず、いかなる形態でもこれを創設することができない。

勲章その他栄典の授与は、もっぱらそれを受けた者の榮譽に限られ、いかなる特権も創設されない。

第九条 すべての国民は、身体の自由を有する。法律によらずしては逮捕、拘禁、搜索、処罰及び強制労役を受けない。逮捕、拘禁、搜索には法官の令状がなければならない。但し、現行犯、犯人の逃避又は証拠湮滅のおそれがあるときには、捜査機関は法律の定めるところにより事後に令状の交付を請求することができる。

何人も逮捕、拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利及びその適否の審査を法院に請求する権利が保障される。

第一〇条 すべての国民は、法律によらずしては居住及び移転の自由を制限されず、住居の侵入又は搜索を受けない。

第一一条 すべての国民は、法律によらずしては通信の秘密を侵害されない。

第二二条 すべての国民は、信仰及び良心の自由を有する。

大韓民国の憲法(一)

国教は存在せず、宗教は政治から分離される。

第二三条 すべての国民は、法律によらずしては言論、出版、集会、結社の自由を制限されない。

第二四条 すべての国民は、学問及び芸術の自由を有する。著作、発明家及び芸術家の権利は、法律によって保護する。

第二五条 財産権は保障される。その内容及び限界は、法律で定める。財産権の行使は、公共福利に適合するようにしなければならない。

公共の必要による国民の財産権の収用、使用又は制限は、法律が定めるところにより相当な補償を支給することによって行う。

第二六条 すべての国民は、均等に教育を受ける権利を有する。少なくとも初等教育は義務的であり、無償とする。

すべての教育機関は、国家の監督を受け、教育制度は法律で定める。

第二七条 すべての国民は、勤労の権利及び義務を有する。勤労条件の基準は、法律で定める。

女子及び少年の勤労は、特別な保護を受ける。

第二八条 勤労者の団結、団体交渉及び団体行動の自由は、法律の範囲内で保障される。

営利を目的とする私企業においては、勤労者は、法律の定め

同志社法学 三七卷一・二号 一七九(一七九)

るところにより、利益の分配に均霑する権利がある。

第十九条 老齢、疾病その他勤労能力の喪失により、生活維持の能力がない者は、法律の定めるところにより国家の保護を受ける。

第二十条 婚姻は男女同権を基本とし、婚姻の純潔及び家族の健康は、国家の特別な保護を受ける。

第二十一条 すべての国民は、国家各機関に対して文書で請願する権利がある。

請願に対して国家は、審査する義務を負う。

第二十二条 すべての国民は、法律の定めた法官による裁判を受ける権利がある。

第二十三条 すべての国民は、行為時の法律により犯罪を構成しない行為に対して訴追を受けず、又、同一の犯罪に対して二度処罰されない。

第二十四条 刑事被告人は、相当な理由がない限り、遅滞なく公開裁判を受ける権利がある。

刑事被告人として拘禁された者が無罪判決を受けたときには、法律の定めるところにより、国家に対して補償を請求することができる。

第二十五条 すべての国民は、法律の定めるところにより、公務員を選挙する権利がある。

第二十六条 すべての国民は、法律の定めるところにより、公務を担任する権利がある。

第二十七条 公務員は、主権を有する国民の受任者であり、いかなるときも国民に対し責任を負う。

国民は、不法行為を行った公務員の罷免を請願する権利がある。

公務員の職務上の不法行為により損害を受けた者は、国家又は公共団体に対し賠償を請求することができる。但し、公務員自身の民事上若しくは刑事上の責任は免除されない。

第二十八条 国民のすべての自由及び権利は、憲法に列挙されない理由によって軽視されない。

国民の自由及び権利を制限する法律の制定は、秩序維持及び公共福利のために必要な場合に限る。

第二十九条 すべての国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第三十条 すべての国民は、法律の定めるところにより、国土防衛の義務を負う。

第三章 国会

第三十一条 立法権は、国会が行う。

第三十二条 国会は、普通、直接、平等、秘密選挙により公選さ

れた議員で組織する。

国会議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

第三十三条 国会議員の任期は、四年とする。

第三十四条 国会の定期会は、毎年一回一二月に集会する。当該日が公休日であるときには、その翌日に集会する。

第三十五条 臨時緊急の必要があるときには、大統領又は国会の在籍議員四分の一以上の要求により、議長は、国会の臨時会集の集會を公告する。

国会閉会中に大統領又は副大統領の選挙を行う事由が発生したときには、国会は、遅滞なく当然に集會する。

第三十六条 国会は、議長一人、副議長二人を選挙する。

第三十七条 国会は、憲法又は国会法に特別な規定がない限り、その在籍議員の過半数の出席及び出席議員の過半数で議決を行う。議長は、議決において表決権を有し、可否同数の場合には決定権を有する。

第三十八条 国会の議事は、公開する。但し、国会の決議により秘密とすることができる。

第三十九条 国会議員及び政府は、法律案を提出することができる。

第四十条 国会で議決された法律案は、政府に移送され、一五日以内に大統領が公布する。但し、異議があるときには、大統領は異議書を付して国会に還付し、国会は再議に付す。再

議の結果、国会の在籍議員三分の一以上の出席及び出席議員三分の二以上の賛成で前と同一の議決を行ったときには、その法律案は、法律として確定される。

法律案が政府に移送された後一五日以内に公布又は還付されないときにも、その法律案は、法律として確定される。

大統領は、本条により確定された法律を、遅滞なく公布しなければならぬ。

法律は、特別な規定がない限り、公布日から二〇日を経過することにより効力を発生する。

第四十一条 国会は、予算案を審議決定する。

第四十二条 国会は、国際組織に関する条約、相互援助に関する条約、講和条約、通商条約、国家若しくは国民に財産的負担を負わせる条約、立法事項に関する条約の批准及び宣戦布告に対して同意権を有する。

第四十三条 国会は、国政を監査するために、必要な書類を提出させ、証人の出席及び証言若しくは意見の陳述を要求することができる。

第四十四条 国務総理、国務委員及び政府委員は、国会に出席して意見を陳述し質問に回答することができる。国会の要求があるときには、出席答弁しなければならない。

第四十五条 国会は、議員の資格を審査し、議事に関する規則を

制定し、議員の懲罰を決定することができる。議員を除名するには、在籍議員三分の二以上の賛成がなければならない。

第四六条 大統領、副大統領、國務總理、國務委員、審計院長、法官その他法律が定める公務員が、その職務遂行に関し、憲法又は法律に違反するときには、弾劾の訴追を決議することができる。

国会の弾劾訴追の発議は、議員五〇人以上の連署がなければならず、その決議は、在籍議員三分の二以上の出席及び出席議員三分の二以上の賛成がなければならない。

第四七条 弾劾事件を審判するために、法律により弾劾裁判所を設置する。

弾劾裁判所は、副大統領が裁判長の職務を行い、大法官五人及び国会議員五人が審判官となる。但し、大統領及び副大統領を審判するときには、大法院長が裁判長の職務を行う。

弾劾判決は、審判官三分の二以上の賛成がなければならない。弾劾判決は、公職から罷免するにとどまる。但し、これにより民事上又は刑事上の責任は免除されない。

第四八条 国会議員は、地方議会の議員を兼ねることができない。

第四九条 国会議員は、現行犯を除いた外には、会期中国国会の同意なしに逮捕又は拘禁されず、会期前に逮捕又は拘禁されるときには、国会の要求があれば会期中釈放される。

「私は、国憲を遵守し、国民の福利を増進し、国家を保衛して大統領の職務を誠実に遂行することを、国民に厳粛に宣誓する。」

第五五条 大統領及び副大統領の任期は、四年とする。但し、再選により一次に限り重任することができる。

副大統領は、大統領在任中に在任する。

第五六条 大統領、副大統領の任期が満了するときには、遅くともその任期が満了する三〇日前に、その後任者を選挙する。大統領又は副大統領が欠けたときには、直ちにその後任者を選挙する。

第五七条 内憂、外患、天災、地変又は重大な財政、経済上の危機に際して公共の安寧秩序を維持するために、緊急な措置を行う必要があるときには、大統領は、国会の集会を持つ余裕がない場合に限り、法律の効力を有した命令を発し、又は財政上必要な処分を行うことができる。

前項の命令又は処分は、遅滞なく国会に報告して承認を得なければならぬ。万一国会の承認を得ることができないときには、そのときから効力を喪失し、大統領は、遅滞なくこれを公布しなければならない。

第五八条 大統領は、法律により一定の範囲を定めて委任を受けた事項及び法律を実施するために、必要な事項に関して命

第五〇条 国会議員は、国会内で発表した意見及び表決に関し、外部に対して責任を負わない。

第四章 政府

第一節 大統領

第五一条 大統領は、行政権の首班であり、外国に対して国家を代表する。

第五二条 大統領が事故により職務を遂行することができないときには、副大統領がその権限を代行し、大統領、副大統領の両者ともに事故により職務を遂行することができないときには、國務總理が、その権限を代行する。

第五三条 大統領及び副大統領は、国会で無記名投票によりそれぞれ選挙される。

前項の選挙は、在籍議員三分の二以上の出席及び出席議員三分の二以上の賛成投票で当選を決定する。但し、三分の二以上の得票者がなくときには、二次投票を行う。二次投票においても三分の二以上の得票者がなくときには、最高得票者二人の対して決選投票を行い、多数得票者を当選者とする。大統領及び副大統領は、國務總理又は国会議員を兼ねることができない。

第五四条 大統領は、就任に際して国会で左の宣誓を行う。

命を発することができる。

第五九条 大統領は、条約を締結し批准し、宣戦布告及び講和を行い、外交使節を信任接受する。

第六〇条 大統領は、重要な國務に関して国会に出席して発言し、又は書翰で意見を表示する。

第六一条 大統領は、国軍を統帥する。国軍の組織及び編成は、法律で定める。

第六二条 大統領は、憲法及び法律の定めるところにより、公務員を任免する。

第六三条 大統領は、法律の定めるところにより、赦免、減刑及び復権を命じる。

一般赦免を命じるには、国会の同意を得なければならない。

第六四条 大統領は、法律の定めるところにより、戒厳を宣布する。

第六五条 大統領は、勲章その他榮譽を授与する。

第六六条 大統領の國務に関する行為は、文書で行わなければならない。すべての文書には國務總理及び關係委員の副署がなければならない。軍事に関するものも同じである。

第六七条 大統領は、内乱又は外患の罪を犯したとき以外には、在籍中刑事上の訴追を受けない。

第二節 國務院

第六八条 國務院は、大統領及び國務總理その他の國務委員で組織される合議体で、大統領の権限に属する重要国策を議決する。

第六九条 國務總理は、大統領が任命し、国会の承認を得なければならぬ。国会議員総選挙後新国会が開会されたときには、國務總理任命に対する承認を再び得なければならぬ。國務委員は、大統領が任命する。國務委員の総数は、國務總理を含む八人以上一五人以内とする。

軍人は、現役を免ぜられた後でなければ國務總理又は國務委員に任命されることができない。

第七〇条 大統領は、國務會議の議長となる。國務總理は、大統領を補佐し、國務會議の副議長となる。

第七一条 國務會議の議決は、過半数で行う。

議長は、議決において表決権を有し、可否同数の場合には決定権を有する。

第七二条 左の事項は、國務會議の議決を経なければならない。

- 一、 国政の基本的計画及び政策
- 二、 条約案、宣戦、講和その他重要な対外政策に関する事項
- 三、 憲法改正案、法律案、大統領令案
- 四、 予算案、決算案、財政上の緊急処分案、予備費支出に関する事項

第五章 法院

第七六条 司法権は、法官で組織される法院が行う。

最高法院である大法院及び下級法院の組織は、法律で定める。法官の資格は、法律で定める。

第七七条 法官は、憲法及び法律により、独立して審判する。

第七八条 大法院長である法官は、大統領が任命し、国会の承認を得なければならない。

第七九条 法官の任期は、一〇年とするが、法律の定めるところにより、再任することができる。

第八〇条 法官は、弾劾、刑罰又は懲戒処分によらずしては罷免、停職又は減俸されない。

第八一条 大法院は、法律の定めるところにより、命令、規則及び処分が憲法及び法律に違反するかどうかを、最終的に審査する権限を有する。

法律が憲法に違反するかどうか、裁判の前提となるときには、法院は、憲法委員会に提議し、その決定により裁判する。憲法委員会は、副大統領を委員長とし、大法官五人及び国会議員五人の委員で構成する。

憲法委員会で違憲決定を行うときには、委員三分の二以上の賛成がなければならない。

する事項

- 五、 臨時国会の集会要求に関する事項
- 六、 戒嚴案、戒嚴解除案、
- 七、 軍事に関する重要事項
- 八、 榮譽授与、赦免、減刑、復権に関する事項
- 九、 行政各部間の連絡事項及び権限の画定
- 一〇、 政府に提出又は廻付された請願の審査
- 一一、 大法官、檢察總長、審計院長、国立大学總長、大使、公使、国軍總司令官、国軍參謀總長その他法律により指定された公務員及び重要国营企業の管理者の任免に関する事項
- 一二、 行政各部の重要な政策の樹立及び運営に関する事項
- 一三、 その他國務總理又は國務委員が提出する事項

第三節 行政各部

第七三条 行政各部長官は、國務委員の中から大統領が任命する。國務總理は、大統領の命をうけ、行政各部長官を統理監督し、行政各部に分担されない行政事務を担任する。

第七四条 國務總理又は行政各部長官は、その担任する職務に關し、職權若しくは特別な委任により總理令若しくは部令を發することができる。

第七五条 行政各部の組織及び職務範圍は、法律で定める。

憲法委員會の組織及び手続は、法律で定める。

第八二条 大法院は、法院の内部規律及び事務處理に関する規則を制定することができる。

第八三条 裁判の對審及び判決は、公開する。但し、安寧秩序を妨害し、又は風俗を害するおそれがあるときには、法院の決定で公開しないことができる。

第六章 經濟

第八四条 大韓民国の經濟秩序は、すべての國民に生活の基本的需要を充足させるようにする社会正義の実現及び均衡のとれた國民經濟の發展を期することを基本とする。各人の經濟上の自由は、この限界内で保障される。

第八五条 鉱物その他重要な地下資源、水産資源、水力及び經濟上利用することができる自然力は、国有とする。公共の必要により、一定の期間その開発又は利用を特許し、又は特許を取消すには、法律の定めるところによって行う。

第八六条 農地は、農民に分配し、その分配の方法、所有の限度、所有権の内容及び限界は、法律で定める。

第八七条 重要な運輸、通信、金融、保險、電氣、水利、水道、ガス及び公共性を有する企業は、国营又は公營とする。公共の必要により私營を特許し、又はその特許を取消すには、

法律の定めるところによって行う。

対外貿易は、国家の統制下に置く。

第八八条 国防上又は国民生活上緊密な必要により、私営企業を国有又は公有に移転し、又はその経営を統制、管理するに、法律の定めるところによって行う。

第八九条 第八五条ないし第八八条により、特許を取消し、又は権利を収用、使用若しくは制限するときには、第一五条第三項の規定を準用する。

第七章 財政

第九〇条 租税の種目及び税率は、法律で定める。

第九一条 政府は、国家の総収入及び総支出を会計年度ごとに予算として編成し、毎年国会の定期会開会初に国会に提出し、その議決を得なければならぬ。特別に継続支出の必要があるときには、年限を定めて継続費として国会の議決を得なければならぬ。

国会は、政府の同意なしには政府が提出した支出予算各項の金額を増加し、又は新費目を設置することができない。

第九二条 国債を募集し、又は予算外に国家の負担となる契約を行うには、国会の議決を得なければならぬ。

第九三条 予測することができない予算外の支出又は予算超過

支出に充当するための予備費は、あらかじめ国会の議決を得なければならぬ。

予備費の支出は、次期国会の承認を得なければならぬ。

第九四条 国会は、会計年度が開始されるまでに予算を議決しなければならぬ。やむをえない事由により、予算が議決されなかったときには、国会は、一か月以内の仮予算を議決し、その期間内に予算を議決しなければならない。

第九五条 国家の収入支出の決算は、毎年審計院で検査する。

政府は、審計院の検査報告とともに決算を次年度の国会に提出しなければならない。

審計院の組織及び権限は、法律で定める。

第八章 地方自治

第九六条 地方自治団体は、法令の範囲内で、その自治に関する行政事務及び国家が委任した行政事務を処理し財産を管理する。

地方自治団体は、法令の範囲内で自治に関する規程を制定することができる。

第九七条 地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める。

地方自治団体には各々議會を置く。

地方議會の組織、権限及び議員の選挙は、法律で定める。

第九章 憲法改正

第九八条 憲法改正の提案は、大統領又は国会の在籍議員三分の一以上の賛成で行う。

憲法改正の提議は、大統領がこれを公告しなければならぬ。

前項の公告期間は、三〇日以上とする。

憲法改正の議決は、国会で在籍議員三分の二以上の賛成で行う。

憲法改正が議決されたときには、大統領は直ちに公布する。

第一〇章 附則

第九九条 この憲法は、この憲法を制定した国会の議長が公布した日から施行する。但し、法律の制定なしには実現されない規定は、その法律が施行されるときから施行する。

第一〇〇条 現行法令は、この憲法に抵触しない限り、効力を有する。

第一〇一条 この憲法を制定した国会は、檀紀四二七八年八月一五日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる。

第一〇二条 この憲法を制定した国会は、この憲法による国会としての権限を行い、その議員の任期は、国会開会日から二

年とする。

第一〇三条 この憲法施行の時に在籍している公務員は、この憲法により選挙又は任命された者が、その職務を継承するときまで継続して職務を行う。

大韓民国国会議長は、大韓民国国会において制定された大韓民国憲法を、ここに公布する。

檀紀四二八一年七月一七日

大韓民国国会議長 李承晩

第一次改正憲法(一九五二年)

憲法中、次のように改正する。

第三一条 立法権は、国会が行う。

国会は、民議院及び参議院で構成する。

第三二条 両院は、国民の普通、平等、直接、秘密投票により選挙された議員で組織する。何人も、両院の議員を兼ねることができない。

国会議員の定数及び選挙に関する事項は、法律で定める。

第三三条 民議院議員の任期は、四年とする。

参議院議員の任期は、六年とし、二年毎に議員の三分の一を

改選する。

第五條 臨時緊急の必要があるときには、大統領、民議院の在籍議員四分の一以上又は参議院議員二分の一以上の要求により、両院の議長は、国会の臨時会の集会を公告する。

第三六條 民議院は、議長一人、副議長二人を選挙する。

参議院は、副大統領を議長とし、副議長二人を選挙する。参議院議長は、両院合同会議の議長となる。

第三七條 各院は、憲法又は国会法に特別な規定がない限り、その在籍議員の過半数の出席及び出席議員の過半数で議決を行う。

法律案その他議案に関し、両院の議決が一致しないときには、各院の在籍議員過半数が出席した両院合同会議において、出席議員過半数で議決する。

民議院議長は、議決において表決権を有する。両院の議長は、議決において可否同数の場合に、決定権を有する。

第三八條 国会の会議は、公開する。但し、各院又は両院合同会議の決議により、秘密にすることができる。

第三九條 国会議員及び政府は、法律案を提出することができる。

法律案、予算案その他の議案は、先に民議院に提出しなければならない。但し、國務総理及び大法院長である法官の任命

に関する議案は、参議院に先に提出することができる。

一院において否決された議案は、他院に移送することができる。ない。

第四〇條 国会で議決された法律案は、政府に移送され、一五日以内に大統領が公布する。

移送された法律案に対し、異議があるときには、大統領は、異議書を付して両院中の一院に還付して再議に付す。国会で各院が、その在籍議員三分の二以上の賛成で前と同じく可決したときには、その法律案は、法律として確定する。

法律案が、政府に移送された後一五日以内に国会に還付されないときには、その法律案は、法律として確定する。

大統領は、前二項により、確定された法律を遅滞なく公布しなければならない。

法律は、特別な規定がないときには、公布日から二〇日後に効力が発生する。

第四五條 各院は、議員の資格を審査し、議事に関する規則を制定し、議員の懲罰を決定することができる。

議員を除名するには、各院の在籍議員三分の二以上の賛成が必要なければならない。

第四六條 大統領、副大統領、國務総理、國務委員、審計院長、法官その他法律が定める公務員が、その職務遂行に関し、憲

法又は法律に違反したときには、国会は、弾劾の訴追を議決することができる。

国会の弾劾訴追は、民議院議員五〇人以上の発議がなければならず、その決議は、両院合同会議において各院の在籍議員三分の二以上の出席及び出席議員三分の二以上の賛成がなければならぬ。

第四七條 弾劾事件を審判するために、法律により弾劾裁判所を設置する。

弾劾裁判所は、副大統領が裁判長の職務を行い、大法官五人及び参議院議員五人が審判官となる。但し、大統領及び副大統領を審判するときには、大法院長が裁判長の職務を行う。

弾劾判決は、公職から罷免することにとどまる。但し、これによって民事上又は刑事上の責任は免除されない。

第四九條 国会議員は、現行犯を除いては、会期中その院の同意なしに逮捕又は拘禁されず、会期前に逮捕又は拘禁されたときには、その院の要求があれば、会期中釈放される。

第五三條 大統領及び副大統領は、国民の普通、平等、直接、秘密投票により、各々選挙される。

国会閉会中に、大統領及び副大統領を選挙するときには、その選挙報告を受けるために、両院の議長は、国会の集会を公告しなければならない。

大統領及び副大統領の選挙に関する開票報告は、特別市及び道の選挙委員会が、立候補者の得票数を明記して封緘した後、参議院議長に送付しなければならない。

参議院議長は、直ちに各院の在籍議員過半数が出席して公開された両院合同会議において、前項の得票数を計算して当選された大統領及び副大統領を公表しなければならない。

大統領及び副大統領の当選は、最高得票数で決定する。最高得票者が二人以上であるときには、前項の両院合同会議において多数決により当選者を決定する。

大統領及び副大統領の選挙に関する事項は、法律で定める。大統領及び副大統領は、國務総理又は國務委員を兼ねることができない。

第五四條 大統領は、就任に際して両院合同会議で左の宣誓を行う。

「私は、国憲を遵守し、国民の福利を増進し、国家を保衛し、大統領の職務を誠実に遂行することを、国民に厳粛に宣誓する。」

第六九條 國務総理は、大統領が任命し、国会の承認を得なければならない。

民議院議員総選挙後、新国会が開会されたときには、國務総理任命に対する承認を再び得なければならない。

國務総理が欠けたときには、一〇日以内に前項の承認を要求しなければならぬ。

國務委員は、國務総理の提議により、大統領が任免する。國務委員総数は、八人以上一五人以内とする。軍人は、現役を免ぜられた後でなければ、國務総理又は國務委員に任命されるべきでない。

第七〇条 第三項を次のように新設する。

國務総理及び國務委員は、国会に対して國務院の権限に属する一般國務に関しては、連帯責任を負い、各自の行為に関しては、個別責任を負う。

第七〇条の二 として次のように新設する。

民議院で國務院不信任決議をし、又は民議院議員総選挙後最初に集会された民議院で信任決議を得なかつたときには、國務院は、総辞職しなければならない。

國務院の信任又は不信任決議は、その発議から二四時間以上経過された後に、在籍議員過半数の賛成で行う。

民議院は、國務院の組織完了又は総選挙直後の信任決議から一年以内には、國務院不信任決議を行うことができない。但し、在籍議員三分の二以上の賛成による國務院不信任決議は、いかなるときにも行うことができる。

総辞職した國務院は、新國務院の組織が完了するときまで、

憲法改正が議決されたときには、大統領は、直ちに公布する。

附則(檀紀四二八五年七月四日憲法改正)

この憲法は、公布した日から施行する。但し、参議院に関する規定及び参議院の存在を前提とした規定は、参議院が構成された日から施行する。本法施行後参議院が構成されるまでは、両院合同会議において行う事項は民議院が行い、参議院議長が行う事項は民議院議長が行う。参議院が構成されるまでには、民議院の議決を国会の議決とする。

この憲法施行時の国会議員は、民議院議員とし、その任期は、国会議員の任期の残期で終了する。

この憲法が施行された後最初に選挙された参議院議員は、特別市及び道ごとにその得票数の順次に従って第一部、第二部、第三部と分ける。第一部の議員の任期は六年、第二部の議員の任期は四年、第三部の議員の任期は二年とする。票数が同数であるときには、年齢順による。

第二次改正憲法(一九五四年)

憲法中、次のように改正する。

その職務を行う。

第七三条 行政各部の長は、國務委員でなければならず、國務総理の提議により、大統領が任免する。國務総理は、大統領の命を受けて行政各部長官を統理監督し、行政各部に分担されない行政事務を担当する。

第八一条 大法院は、法律の定めるところにより、命令、規則及び処分が憲法及び法律に違反するかどうかを、最終的に審査する権限を有する。

法律が憲法に違反するかどうか、裁判の前提となるときには、法院は、憲法委員会に提議し、その決定により裁判する。憲法委員会は、副大統領を委員長とし、大法官五人、民議院議員三人及び参議院議員二人の委員で構成する。

憲法委員会で違憲決定を行うときには、委員三分の二以上の賛成がなければならない。

憲法委員会の組織及び手続は、法律で定める。

第九八条 憲法改正の提案は、大統領、民議院の在籍議員三分の二以上又は参議院の在籍議員三分の二以上の賛成で行う。憲法改正の提議は、大統領がこれを公告しなければならない。前項の公告期間は、三〇日以上とする。

憲法改正の議決は、両院において各々その在籍議員三分の二以上の賛成で行う。

第七條の二 大韓民国の主権の制約又は領土の変更をともしなう

国家安危に関する重大事項は、国会の可決を経た後に国民投票に付し、民議院議員選挙権者三分の二以上の投票及び有効投票三分の二以上の賛成を得なければならない。

前項の国民投票の発議は、国会の可決があつた後一か月以内に、民議院議員選挙権者五〇万人以上の賛成で行う。

国民投票で賛成を得なかつたときには、第一項の国会の可決事項は、遡及して効力を喪失する。

国民投票の手続に関する事項は、法律で定める。

第三三条 第二項を次のようにする。

「参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の二分の一を改選する。」

第三四條 国会の定期会は、毎年一回、法律の定めるところにより集会する。

第三七條 第二項を次のようにする。

「議案に関し、両院の可否議決が相反するとき又は議決内容が一致しないときには、各院の在籍議員過半数が出席した両院合同会議において出席議員過半数で議決する。但し、予算案に関し、参議院が、民議院と異なる議決を行ったときには、民議院の再議に付し、その議決を国会の議決とする。」

第三九條 第二項及び第三項を次のようにする。

「予算案は、先ず民議院に提出しなければならぬ。」

「法律案は、民議院で否決されたときには、参議院又は両院合同會議に移送することができない。」

第三九条 第四項として次の一項を加える。

「両院中の一院が他院から移送された議案を受けとった日から、国会休会中の期間を除き、四〇日以内に議決しないときには、移送した院は、その議案が移送を受けた院で否決されたものとみなすことができる。」

第四〇条 第二項は次のようにする。

「移送された法律案に対して異議があるときには、大統領は、異議書を付けて国会に還付し、国会の再議に付す。国会において各院の在籍議員三分の二以上が出席した両院合同會議で、出席議員過半数の賛成で前と同じ可決を行ったときには、その法律案は法律として確定する。」

第四二条の二 参議院は、大法官、檢察総長、審計院長、大使、公使その他法律により指定された公務員の任命に対する認准権を有する。

国会の閉会又は休会中に前項の公務員が任命されたときには、次に集会した参議院でその事後認准を得なければならない。

第四四条中、「國務總理」を削除する。

第四六条 第一項中、「國務總理」を削除し、同条第二項を次

のようにする。

「国会の弾劾訴追は、民議院議員三〇人以上の発議がなければならず、その決議は、両院において各各その在籍議員過半数の賛成がなければならない。」

第五二条中、「國務總理が」を「法律が定める順位に従い、國務委員が」とする。

第五三条 第七項中、「國務總理又は」を削除する。

第五五条 大統領及び副大統領の任期は、四年とする。但し、再選により一次に限り重任することができる。大統領が欠けたときには、副大統領が大統領となり、残任期間中在任する。副大統領が欠けたときには、直ちにその後任者を選挙するが、残任期間中在任する。

大統領、副大統領がともに欠けたときには、第五二条による法律が規定した順位に従い、國務委員が大統領の権限を代行するが、欠けた日から三か月以内に大統領及び副大統領の選挙を行わなければならない。

第五六条 第二項を削除する。

第五六条中、「國務總理及び」を削除する。

第五八条中、「國務總理その他の」を削除する。

第五九条 國務委員は、大統領が任命する。

國務委員総数は、八人以上一五人以内とする。軍人は、現役

を免ぜられた後でなければ、國務委員に任命されることができない。

第七〇条 大統領は、國務會議を召集し、その議長となる。

大統領は、必要であると認めるときには、第五二条による法律が規定した順位に従い、國務委員をして國務會議の議長の職務を代行させることができる。

第七二条の二 民議院で國務委員に対し不信任決議を行ったときは、当該國務委員は、直ちに辞職しなければならない。

前項の不信任決議は、その発議から二四時間以上経過した後、在籍議員過半数の賛成で行う。

第七二条 第一一号中、「国軍總司令官、国軍参謀総長」を「各軍参謀総長」とし、第一三号中、「國務總理又は」を削除する。

第七三条 第一項中、「國務總理の提議により」を削除し、同条第二項を削除する。

第七四条中、「國務總理又は」及び「総理令又は」を削除する。

第八三条の二 軍事裁判を管轄するために、軍法會議を置くことができる。但し、法律が定める裁判事項の上告審は、大法院で管轄する。

軍法會議の組織、権限及び審判官の資格は、法律で定める。

第八五条 鉱物その他重要な地下資源、水産資源、水力及び経

済上利用することができる自然力は、法律が定めるところにより、一定の期間、その採取、開発又は利用を特許することができる。

第八七条 対外貿易は、法律の定めるところにより、国家の統制下に置く。

第八八条 国防上又は国民生活上緊密な必要により、法律で特に規定した場合を除いては、私営企業を固有若しくは公有に移転し、又はその経営を統制又は管理することができない。

第八九条 第八六条の規定により農地を収用し、又は前条の規定により私営企業を固有若しくは公有に移転するときには、第一五条第三項の規定を準用する。

第九八条 第一項を次のようにする。

「憲法改正の提案は、大統領、民議院又は参議院の在籍議員三分の一以上又は民議院議員選挙権者五〇万人以上の賛成で行う。」

第九八条 第五項に次の但書を加える。

但し、第七七条の場合に、国民投票により憲法改正が否決されたときには、その結果が判明した後、直ちに遡及して効力を喪失することを公布する。

第九八条 第六項として次の一項を加える。

第一条、第二条及び第七七条の規定は、改廃することができな

い。

附 則(檀紀四二八七年一月二七日憲法改正)

この憲法は、公布した日から施行する。

この憲法が施行された後、最初に選挙される参議院議員は、各選挙区ごとにその得票数の順次に従い、第一部、第二部と均分し、第一部の議員の任期は六年、第二部の議員の任期は三年とする。

得票数が同じであるときには、年齢順による。

この憲法公布当時の大統領に対しては、第五五条第一項但書の制限を適用しない。